

守谷市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改 定 案（令和元年 7 月）	現 行（平成 27 年 12 月）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>はじめに</p> <p>1 いじめ防止のための基本的な考え方            (1) いじめの定義            (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念</p> <p>2 守谷市及び守谷市教育委員会の取組  <u>(1) 「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱」の策定</u>  <u>(2) 「守谷市いじめ対策本部」及び「守谷市立小中学校いじめ対策本部」の設置</u>  <u>(3) 「守谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置</u>  <u>(4) 教職員研修の充実</u>  <u>(5) 豊かな心の育成の推進</u>  <u>(6) インターネット上のいじめの防止と適切な対処</u>  <u>(7) 相談窓口の周知</u>  <u>(8) 学校への助言と支援</u>  <u>(9) 「守谷市いじめ防止基本方針」の周知と啓発</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>はじめに</p> <p>1 いじめ防止のための基本的な考え方            (1) いじめの定義            (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念</p> <p>2 守谷市の取組</p> <p>(1) 守谷市いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>(2) 教職員研修の充実</p> <p>(3) 豊かな心の育成の推進</p> <p>(4) インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組</p> <p><u>(5) 相談窓口の周知</u></p> <p><u>(6) 学校への助言と支援</u></p> <p><u>(7) 「守谷市いじめ防止基本方針」の周知と啓発</u></p>	<p>(1) (2)            組織体制を改めて            明記</p>

<p><b>3 学校の取組</b></p> <p>(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定</p> <p>(2) 「いじめ防止等対策組織」の設置</p> <p>(3) 教職員研修の充実</p> <p>(4) <u>いじめの未然防止</u>に向けた取組</p> <p>(5) <u>いじめの早期発見</u>に向けた取組</p> <p>(6) <u>いじめの解消</u>に向けた取組</p> <p>(7) <u>特に配慮が必要な児童生徒への対応</u></p> <p>(8) <u>関係機関等との連携</u></p> <p><b>4 重大事態への対処</b></p> <p>(1) いじめの重大事態の定義</p> <p>(2) 「<u>守谷市いじめ問題重大事態調査委員会</u>」 <u>の設置</u></p> <p>(3) <u>いじめの重大事態への対処の流れ</u></p>	<p><b>3 学校の取組</b></p> <p>(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定</p> <p>(2) 「いじめ防止等対策組織」の設置</p> <p>(3) 教職員研修の充実</p> <p>(4) <u>いじめ問題の未然防止</u>に向けた取組</p> <p>(5) <u>いじめ問題の早期発見</u>に向けた取組</p> <p>(6) <u>いじめ問題の早期解消</u>に向けた取組</p> <p>(7) <u>関係機関等との連携</u></p> <p><b>4 重大事態への対処</b></p> <p>(1) いじめの重大事態の定義</p> <p>(2) <u>いじめの重大事態への対処の流れ</u></p>	<p>(7) 追記</p> <p>特に配慮が必要な児童生徒に係る援・指導を組織的に行うことを明記</p> <p>(2) 追記</p> <p>いじめの重大事態に対する組織的な対応を明記</p>
---	---	---

## 守谷市いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、絶対に許される行為ではない。教職員はもとより保護者や地域住民等、全ての大人がいじめられている児童生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するには、教職員はもとより保護者や地域住民等全ての大人が、児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに自己の役割を認識し、児童生徒自らも誰もが安心して生活できる集団や場をつくる責任があるという自覚の下、いじめが起きにくい、いじめを許さない風土をつくることが重要である。

守谷市は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)に基づき、いじめ防止等のための対策を推進するため「守谷市いじめ防止基本方針」を策定する。

## 守谷市いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、絶対に許される行為ではない。いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するには、全市民が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに自己の役割を認識し、児童生徒自らも誰もが安心して暮らすことのできる集団や社会を築く推進者であるという自覚の下、いじめを許さない風土をつくることが重要である。

守谷市は、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止のための対策を推進するため「守谷市いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめ防止のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

法第2条第1項にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は、人と人とのかかわり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。また、児童生徒は、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、あたたかい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、居場所としての機能を失い、いじ

## 1 いじめ防止のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は、人と人との係わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。また、児童生徒は、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、居場所としての機能を失い、いじめを

めを発生させる要因ともなりうる。いじめは、児童生徒の健やかな成長を阻害し、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

以上の点を鑑み、本市ではいじめ防止のための基本方針を示すものとする。

## 2 守谷市及び守谷市教育委員会の取組

### (1) 「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱」の策定

いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、迅速に対応し、再発の防止に取り組めるよう体制を整備することを目的として、「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱（以下「対策本部設置要綱」という。）」を策定する。

### (2) 「守谷市いじめ対策本部」及び「守谷市立小中学校いじめ対策本部」の設置

対策本部設置要綱第2条に基づき、守谷市教育委員会に守谷市いじめ対策本部（以下「市対策本部」という。）を、守谷市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに守谷市立小中学校いじめ対策本部（以下、「学校対策本部」という。）を設置する。市対策本部は、対策本部設置要綱第6条に

発生させる要因となる。いじめは、児童生徒の健やかな成長を阻害し、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

以上の点を鑑み、本市ではいじめ防止のための基本方針を示すものとする。

## 2 守谷市の取組

### (1) (2)

「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱」の策定により、組織体制を改めて明記

定める次の事項に取り組むものとする。

① いじめの未然防止のための取組を企画し、及びそれを周知すること。

② 校長会や学校対策本部から報告されるいじめ事案を分析し、及び適切な対応方針を協議すること。

③ 学校に対して、いじめの防止に関する啓発及び指導力の向上を図ること。

④ その他教育長が必要と認めること。

(3) 「守谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、守谷市教育委員会、学校、取手警察署、茨城県青少年指導員、子ども会育成連合会、守谷市民生委員児童委員協議会、その他の関係者により構成される「守谷市生徒指導連絡協議会」と兼ねて「守谷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(4) 教職員研修の充実

いじめの未然防止、早期発見、解消に向けた具体的な対応について研修体制を整え、その実施により理解を深める。

(5) 豊かな心の育成の推進

(1) 守谷市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市教育委員会、市立学校、取手警察署、茨城県青少年指導員、子ども会育成連合会、市民生委員児童委員協議会、その他の関係者により構成される「守谷市生徒指導連絡協議会」と兼ねて「守谷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(2) 教職員研修の充実

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解消に向けた具体的な対応について研修体制を整え、理解を深める。

(3) 豊かな心の育成の推進

- ① 道徳教育はもとより全教科・領域を通して児童生徒の豊かな心を育む活動を推進する。
- ② 地域との触れ合いや体験活動等を通し、社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図る。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの防止と適切な対処

児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

- ① 茨城県メディア教育指導員等を活用した研修会を開催する。
- ② 守谷市保幼小中高一貫教育における情報モラル教育の充実を図る。
- ③ 児童生徒等がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講ずる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

(7) 相談窓口の周知

児童生徒がいじめ問題について **SOS** を発

- ① 道徳教育を中心とした全教科、全領域を通して児童生徒の豊かな心を育む活動を推進する。
- ② 地域との触れ合いや体験活動等を通し、社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組

児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

- ① 茨城県で養成したメディア教育指導員等を活用した研修会を開催する。
- ② 守谷市保幼小中高一貫教育における情報モラル教育の充実を図る。
- ③ 児童生徒等がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講ずる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

(5) 相談窓口の周知

児童生徒がいじめ問題について 相談でき

信することができる相談窓口の周知に努め、いじめを受けた児童生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期対応、解消を図る。

- ① 「24 時間子供 SOS ダイヤル」（文部科学省）や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努める。
- ② 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。
- ③ 適応指導教室「はばたき」事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。
- ④ 各種スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通じた支援内容の周知に努める。

#### (8) 学校への助言と支援

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校のいじめ問題対策について、助言と支援を行う。
- ② 必要に応じて、警察や児童相談所、臨床心理士、学校心理士等の専門機関や専門家と連携し、いじめの早期対応及び解消を支

る相談窓口の周知に努め、いじめを受けている児童生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期解消を図る。

- ① 「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努める。
- ② 守谷市教育相談室「ラポールルーム」の周知と、その事業を通じた支援を充実する。
- ③ 守谷市適応指導教室「はばたき」の周知と、その事業を通じた支援を充実する。
- ④ 各種スクールカウンセラー事業を通じた支援を充実する。
- ⑤ 「心の教室相談員」事業を通じた支援を充実する。

#### (6) 学校への助言と支援

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校のいじめ問題対策について、助言と支援を行う。
- ② 必要に応じて、警察や児童相談所、臨床心理士、学校心理士等の専門機関や専門家と連携し、いじめの早期解消を支援する。



援する。

(9) 「守谷市いじめ防止基本方針」の周知と啓発

「守谷市いじめ防止基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、連携を図りながらいじめ防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。

**3 学校の取組**

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」及び「守谷市いじめ防止基本方針」を参酌して、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 「いじめ防止等対策組織」の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を実効的に行うため、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成する「いじめ防止等対策組織」を設置するものとする。なお、本市にお

(7) 「守谷市いじめ防止基本方針」の周知と啓発

「守谷市いじめ防止基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめ防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。

**3 学校の取組**

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」及び「守谷市いじめ防止基本方針」を参酌して、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 「いじめ防止等対策組織」の設置

各学校は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成する「いじめ防止等対策組織」を設置するものとする。

<p>いては、この組織を「学校いじめ対策本部」と称し、対策本部設置要綱第8条に定める次の事項に取り組むものとする。</p> <p>① 学校いじめ対策本部の取組に係る年間計画書を作成すること。</p> <p>② いじめの未然防止のための取組を周知すること。</p> <p>③ 教職員に対して、いじめの防止に関する啓発及び指導力の向上を図ること。</p> <p>④ 全職員の参加によるいじめ対策会議(以下、「対策会議」という。)を開催すること。</p> <p>⑤ いじめの実態を把握し、分析し、及び事態の解決に向けた取組方針を決定すること。</p> <p>⑥ その他当該学校対策本部設置校の校長が必要と認めること。</p>	<p>この組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となり、以下の役割を担う。</p> <p>① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。</p> <p>② いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかに「いじめ防止等対策組織」を開き、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかを判断する。</p> <p>③ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。</p> <p>④ いじめへの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、「学校いじめ防止基本方針」及びそれに基づくいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルにより改善を図る。</p> <p>⑤ 重大事態が起きた場合、学校は教育委員会等の関係機関と連携し、収束に向け速やかに対応する。</p> <p>⑥ 児童生徒及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。</p>	<p>(2)</p> <p>「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱」の策定により、学校いじめ対策本部における取組について改めて明記</p>
---	--	--

(3) 教職員研修の充実

いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

- ① 実践的研修を行い、いじめの認知、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、及び解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。
- ③ インターネット上のいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。
- ④ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進す

⑦ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合、速やかに対応する。

(3) 教職員研修の充実

いじめ問題に対する理解を深め、いじめ防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

- ① 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

る。

(4) いじめの未然防止に向けた取組

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業実践、学級経営の充実及び向上を図る。

授業や学級活動等において、児童生徒が自らの行動を自分で選択し、相手とのかかわりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、児童生徒が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級を作り出す。

② 児童会活動及び生徒会活動等の充実を図る。

児童会活動及び生徒会活動等を通して、児童生徒が活躍できる場面や役割を設定し、他の児童生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認め

(4) いじめの問題の未然防止に向けた取組

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業実践、学級経営の充実及び向上を図る。

授業や学級活動等において、児童生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、児童生徒が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級を作り出す。

② 児童会活動及び生徒会活動等の充実を図る。

児童会活動及び生徒会活動等を通して、児童生徒が活躍できる場面や役割を設定し、他の児童生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認め

られている、自分は大切にされているといった思い)を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることにより、児童生徒の規範意識を高める。

③ 定期的に教育相談や個人面談を行う。

日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。その際、肯定的配慮や共感的理解といったカウンセリングマインドの視点を大切にした児童生徒理解に努める。

④ ピアサポート活動を推進する。

児童生徒が一人で悩みなどを抱え込むことなく、友達に相談することができるよう、仲間同士支え合う主体的な活動を支援する。

(5) いじめの早期発見に向けた取組

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもつとともに、「気にかける・目をかける・声をかける」という3かけ運動を心がけ、全ての教育活動を通じて児童生徒の観察等を行うことで、ささいな兆候であっても敏感に察知し、いじめの可能性もあるとの疑いをもって

られている、自分は大切にされているといった思い)を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることにより、児童生徒の規範意識を高める。

③ 定期的に教育相談や個別面談を行う。

日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。その際、肯定的配慮や共感的理解といったカウンセリングマインドの視点を大切にした児童生徒理解に努める。

④ ピアサポート活動を推進する。

児童生徒が一人で悩みなどを抱え込むことなく、友達に相談することができるよう、仲間同士支え合う主体的な活動を支援する。

(5) いじめ問題の早期発見に向けた取組

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもつとともに、「気にかける・目をかける・声をかける」という3かけ運動を心がけ、全ての教育活動を通じて児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力す

早い段階からいじめを積極的に認知する。

① 定期的にアンケート調査を実施する。

アンケート調査を月1回以上行い、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴え等を認知し、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめや自分の身の回りで起こったいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するように指導する。また、いじめに係る情報は学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校対策本部に速やかに報告し組織的な対応につなげる。

② 保護者との連携体制を整える。

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連絡を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

③ 相談体制を整える。

いじめの問題の相談については、教育相談や個人面談だけでなく、保健室やス

る。

① 定期的にアンケート調査を実施する。

アンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめや自分の身の回りで起こったいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するように指導する。

② 保護者との連携体制を整える。

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連絡を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

③ 相談体制を整える。

いじめの問題の相談については、教育相談や個別面談だけでなく、保健室やス

① 追記

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、組織的に対応することを明記

クールカウンセラー事業，守谷市総合教育支援センター等を利用するなど，複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知する。

(6) いじめの解消に向けた取組

いじめの連絡，相談を受けた場合，速やかにいじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに，学校対策本部において，校長のリーダーシップの下，当該いじめに対して組織的に対応する。

① いじめを受けた児童生徒を保護する。

いじめの行為を確認した場合，いじめを受けた児童生徒を守り通すことを第一とし，全職員が協力していじめを受けた児童生徒の心のケアに努める。また，いじめを受けた児童生徒の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに，家庭での心のケアや見守りを依頼する等，連携して対応する。

② 実態を速やかに把握する。

いじめを受けた児童生徒，いじめを行った児童生徒及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き，いじめの事実を確認する。また，アンケート調査等を実施し，速やか

クールカウンセラー事業等を利用するなど，複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知する。

(6) いじめ問題の早期解消に向けた取組

いじめの連絡，相談を受けた場合，速やかに被害者の安全を確保するとともに，「いじめ防止等対策組織」を開き，校長のリーダーシップの下，当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者を保護する。

いじめの行為を確認した場合，いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし，全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また，被害者の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに，家庭での心のケアや見守りを依頼する等，連携して対応する。

② 実態を速やかに把握する。

被害者，加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き，いじめの事実を確認する。また，アンケート調査等を実施し，速やかに実態を把握する。

に実態を把握する。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

- ③ いじめを行った児童生徒へ適切に対応する。

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、成長支援の観点から児童生徒が抱える問題等にもしっかりと寄り添い、保護者の協力も得ながらいじめの非に気付かせ、再びいじめを行わないという気持ちを醸成させるよう支援する。また、いじめを行った児童生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

- ④ 組織的な状況確認及び対応を継続的に行う。

いじめ事案は、学校のみならず市教育委員会、守谷市教育支援センター等において継続的に状況確認を行う。いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。

- ③ 加害者へ適切に対応する。

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

- ④ 追記

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの解消要件について明記



(概ね3カ月程度)継続しており、且つ、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないと確認できるまで、「学校いじめ対策本部」において支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

⑤ いじめ問題解消後も観察する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深い観察を継続する。

(7) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

いじめは、どの子にも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国籍の

(7) 追記

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、特に配慮が必要な児童生徒に係る援・指導を組織的に行うことを明記

児童生徒，国際結婚の保護者を持つなどの  
外国につながる児童生徒

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る  
児童生徒

④ 東日本大震災等により被災した児童生  
徒又は原子力発電所事故により避難して  
いる児童生徒

#### (8) 関係機関等との連携

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合は，速やかに警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談する。なお，いじめを受けた児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は，直ちに警察に通報する。

塾や社会教育関係団体等，学校以外の場合で起きたいじめの連絡を受けた場合は，その団体等の責任者と児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

### 4 重大事態への対処

#### (1) いじめの重大事態の定義

法第28条第1項各号の規定に基づき，以下の場合を，いじめの重大事態とする。

① いじめにより児童生徒の生命，心身又

#### (7) 関係機関等との連携

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合は，速やかに警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談する。なお，いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は，直ちに警察に通報する。

塾や社会教育関係団体等，学校以外の場合で起きたいじめの連絡を受けた場合は，その団体等の責任者と児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

### 4 重大事態への対処

#### (1) いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき，以下の場合を，いじめの重大事態とする。

① いじめにより，児童生徒の生命，心身又

は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 「守谷市いじめ問題重大事態調査委員会」の設置

法第28条第1項の規定に基づき、従前の経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種事態発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合、市教育委員会は「守谷市いじめ問題重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、アンケートの使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

調査委員会の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ② いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の設置

いじめ防止対策推進法第28条の規定に基づき、従前の経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種事態発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、教育委員会は「守谷市いじめ問題重大事態調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

調査委員会の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) いじめの重大事態への対処の流れ

重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)及び「いじめの重大事態対応マニュアル」(平成31年1月茨城県教育委員会)に基づき、以下のように対処し、解決に努める。

① 市教育委員会は調査委員会を設置し、当該重大事態に係る調査を行う。その際、学校は調査委員会に積極的に資料を提供するとともに、その調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。市教育委員会は、その調査結果について守谷市長(以下「市長」という。)へ報告する。

② 市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

③ ②における調査結果を基に、市長が、再調査をする必要があると認めた場合、「守

(3) いじめの重大事態への対処の流れ

重大事態が起きた場合は、以下のように対処し、解決に努める。

① 教育委員会は調査委員会を設置し、当該重大事態に係る調査を行う。その際、学校は調査委員会に積極的に資料を提供するとともに、その調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。教育委員会は、その調査結果について市長へ報告する。

② ①における調査結果を基に、市長が、再調査をする必要があると認めた場合、「守

(3)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態にかんするガイドライン」及び「いじめの重大事態対応マニュアル」の策定により、いじめの重大事態に対する組織的な対応を明記

<p>谷市いじめ問題重大事態再調査委員会」 （以下「再調査委員会」という。）を設置し、再調査を行う。</p> <p>市長は、再調査委員会の調査結果を<u>守谷市議会</u>に報告する。</p> <p>④ 再調査等の結果を踏まえ、学校は<u>市教育委員会</u>、関係諸機関、保護者等と連携し、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	<p>谷市いじめ問題重大事態再調査委員会」 （以下、「再調査委員会という。」を設置し、再調査を行う。</p> <p>市長は、再調査委員会の調査結果を<u>議会</u>に報告する。</p> <p>③ 再調査等の結果を踏まえ、学校は<u>教育委員会</u>、関係諸機関、保護者等と連携し、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	
---	---	--